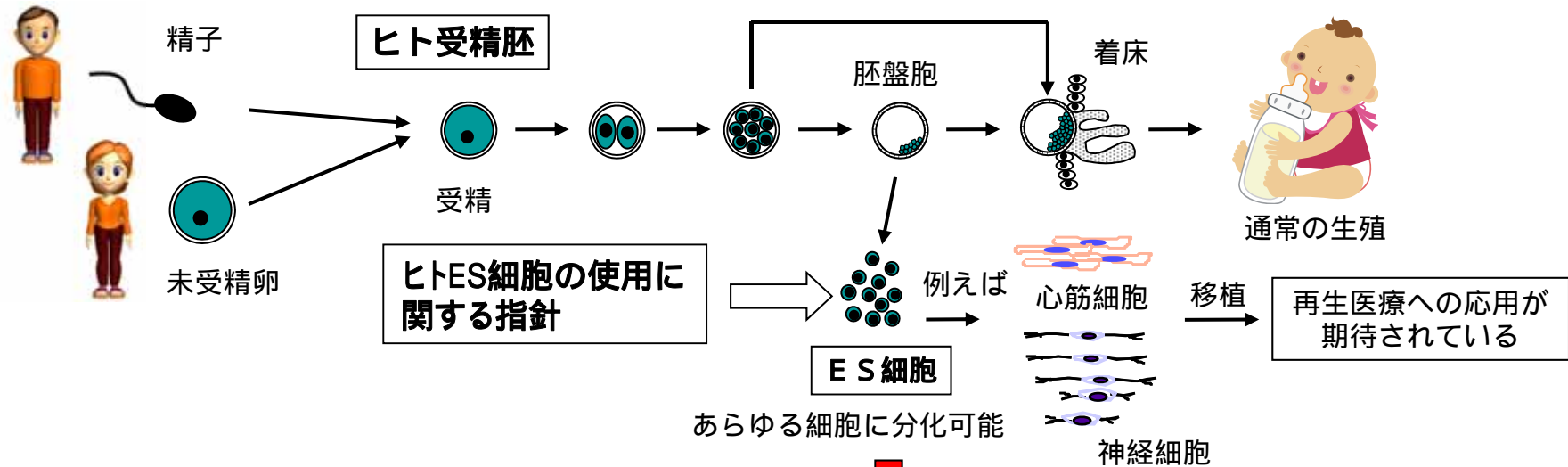


# 今回のES細胞指針の改正について

平成13年9月 「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」が公布、施行され、その中でヒトES細胞から生殖細胞を作成することは禁止

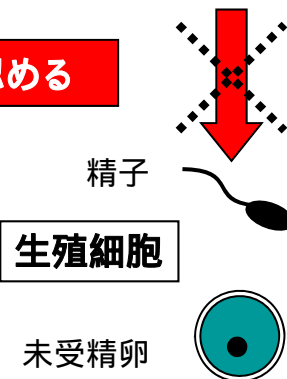
平成20年4月～平成22年2月16日 文部科学省において、生殖細胞の作成の是非に関する検討開始  
「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」の改正に関して、文部科学大臣より、総合科学技術会議に諮問(諮問第12号、第13号)

平成22年4月 総合科学技術会議から答申

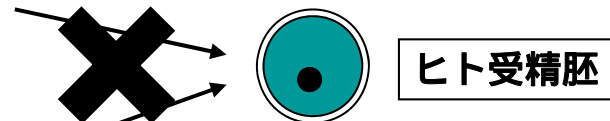


**今回の答申で生殖細胞の作成を認める**

不妊症や先天性の疾患・症候群について、原因解明や新たな診断・治療法の確立につながることを期待されるため



**胚の作成は引き続き禁止する**



# 今回のES細胞指針の改正について

## 今回の改正を妥当と認めた理由

- 1) 生殖細胞に起因した不妊症や先天性の疾患・症候群について、原因の解明や、新たな診断・治療方法の確立につながることを期待されることから、生殖細胞作成の必要性が認められること
- 2) 作成した生殖細胞からヒト胚を作成することは、生命倫理上の問題があり、当面認められないことから、ヒト胚の作成が禁止されていることは妥当と考えられること
- 3) 研究の手続きにおいて、国への研究状況の報告が義務付けられ、作成された生殖細胞の管理を厳しくするなど、他の分化細胞を作成する研究より、慎重な取り扱いとなっていること